

都市防災対策の推進について

国土交通省 都市局 都市安全課
平成31年2月27日



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

大規模災害に対する危機意識の高まり ～大規模地震の被害想定～

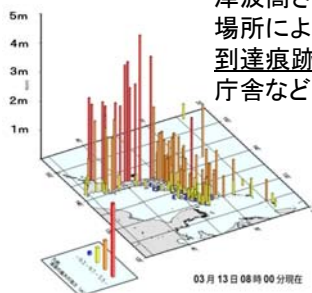


東日本大震災以後、全国的に都市防災に関する意識の高まりが見られるほか、南海トラフ地震や首都直下地震など切迫性の高い大規模地震災害に対する対策は喫緊の課題。

<東日本大震災の教訓>

■津波被害

東日本沿岸部で、
津波高さは8～10m
場所によっては30m超の
到達痕跡あり
庁舎など防災拠点施設の被災



大規模災害による
津波想定区域では
迅速な避難環境の
整備が急務

■宅地被害



宅地の液状化被害

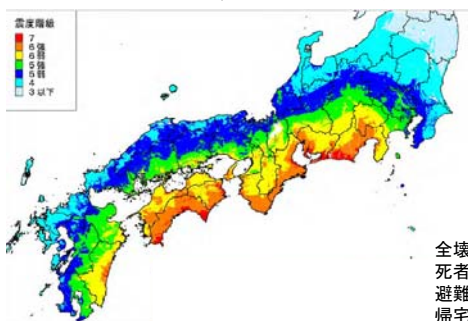


造成宅地の滑動崩落

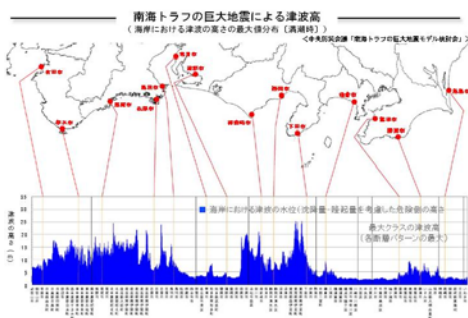
■各種インフラ施設の被害

■大量の帰宅困難者の発生

<南海トラフ地震の被害想定>

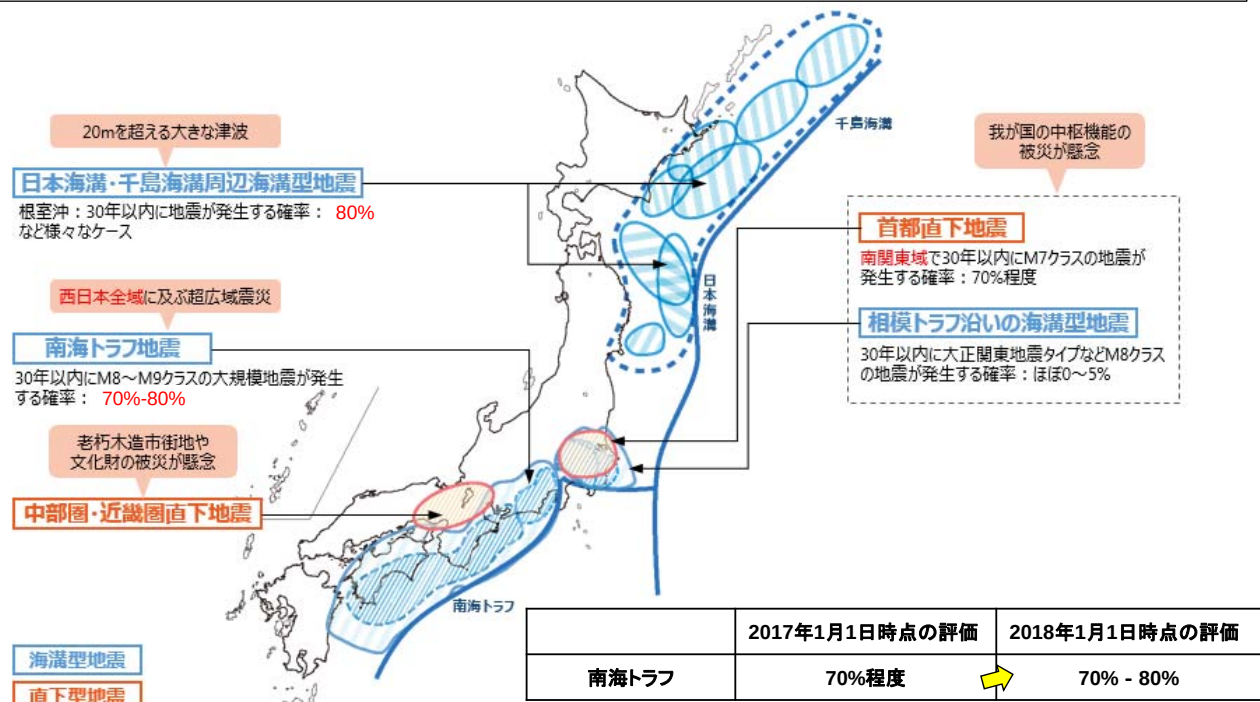


全壊・焼失棟数 最大約240万棟
死者数 最大約32万人
避難者 最大約950万人
帰宅困難者 最大約1,060万人



発災後、短時間で大
津波が襲来し、最大
クラス津波高は一部
市町村で20mを超
える

地震調査研究推進本部地震調査委員会は、「千島海溝」で今後、東日本大震災のようなマグニチュード(M)8.8程度以上の超巨大地震の発生確率が30年以内で7～40%とする長期評価を初めて公表(平成29年12月)
また、南海トラフ沿いや千島海溝(根室沖)における巨大地震が30年以内に発生する確率についても、昨年よりわずかに上がったとの評価も公表(平成30年2月)



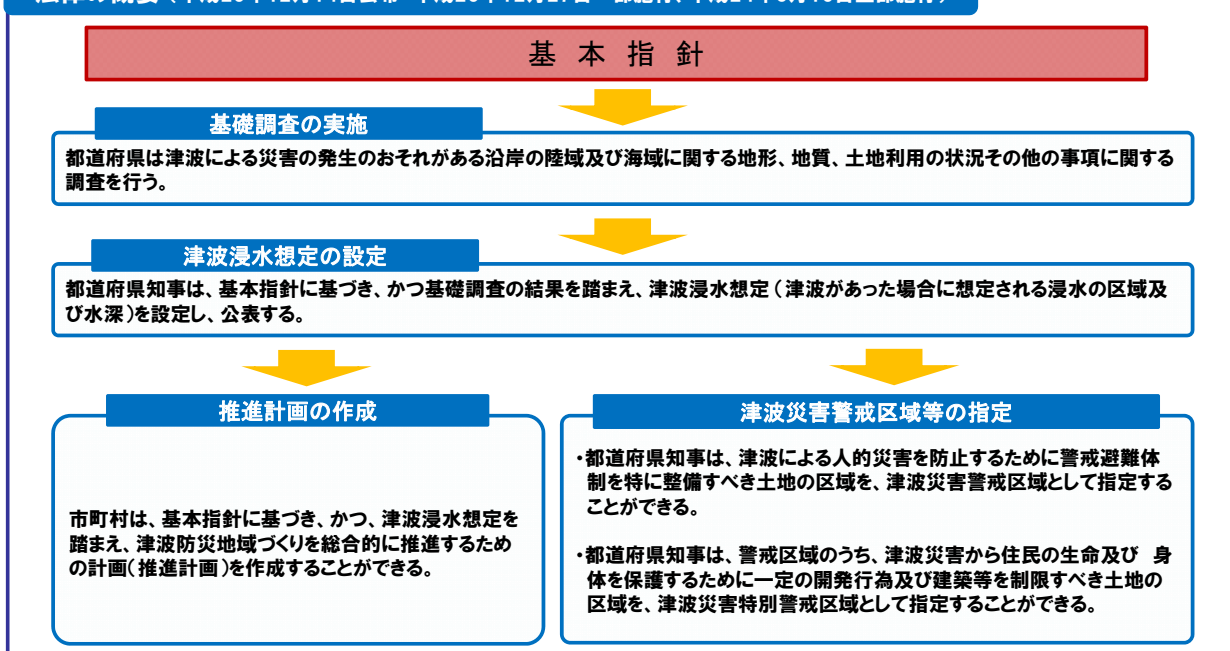
内閣府 防災情報のページより作成 ※発生予測確率は、地震調査研究推進本部による

2

津波防災地域づくりに関する法律(津波防災地域づくり法)の概要

- 平成23年12月7日、「津波防災地域づくりに関する法律」が成立(衆参とも全会一致)。
- 本法により、将来起こりうる最大クラスの津波災害の防止・軽減のため、全国で活用可能な制度を創設。

法律の概要(平成23年12月14日公布 平成23年12月27日一部施行、平成24年6月13日全部施行)



3

- 市町村は、津波浸水想定を踏まえ、津波防災地域づくりを総合的に推進するための推進計画を作成（任意）。
- 推進計画では、様々な主体が実施するハード・ソフトの施策を総合的に組み合わせ、地域の実情に応じて津波防災地域づくりをどのように進めていくのかが描かれる。

推進計画の記載事項（イメージ）

- 計画区域の指定（必要的記載事項）
- 津波防災地域づくりの総合的な推進に関する基本的な方針（任意的記載事項）
- 津波浸水想定に定める浸水の区域における土地の利用及び警戒避難体制の整備に関する事項（任意的記載事項）
- 津波防災地域づくりの推進のために行う事業又は事務に関する事項（任意的記載事項）
 - ・海岸保全施設、港湾施設、漁港施設、河川管理施設、保安施設事業に係る施設の整備に関する事項
 - ・津波防護施設の整備に関する事項
 - ・一団地の津波防災拠点市街地形成施設の整備に関する事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の市街地の整備改善のための事業に関する事項
 - ・避難路、避難施設、公園、緑地、地域防災拠点施設その他の津波の発生時における円滑な避難の確保のための施設の整備及び管理に関する事項
 - ・集団移転促進事業に関する事項
 - ・地籍調査の実施に関する事項
 - ・津波防災地域づくりの推進のために行う事業に係る民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用の促進に関する事項

4

津波災害警戒区域等の概要

- 都道府県は、津波浸水想定を踏まえ、警戒避難体制を特に整備すべき区域を津波災害警戒区域に指定（任意）。
- また、都道府県は、津波災害警戒区域のうち、一定の開発行為・建築の制限をすべき区域を津波災害特別警戒区域に指定（任意）。

津波浸水想定の設定・公表【都道府県：義務】

- 基本指針に基づき、浸水想定設定のための基礎調査（陸域・海域の地形、地質、土地等の調査）を実施
- 基礎調査の結果を踏まえ、津波があった場合の浸水の区域と水深を設定・公表

津波災害警戒区域の指定・公表【都道府県：任意】

- あらかじめ関係市町村の意見を聴取
- 津波浸水想定を踏まえ、津波が発生した場合に警戒避難体制を特に整備すべき区域と基準水位を指定・公表

津波災害特別警戒区域の指定・公表【都道府県：任意】

- あらかじめ区域の案を公告・縦覧
- 住民等の意見を添えて、関係市町村の意見を聴取
- 津波災害警戒区域のうち、一定の開発行為、建築等を制限すべき区域を指定・公表

条例で定める区域の設定【市町村：任意】

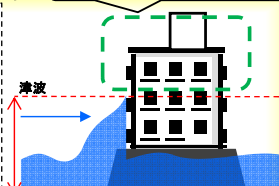
- あらかじめ都道府県と協議
- 津波特別警戒区域のうち、円滑・迅速な避難を確保できない区域を設定

警戒区域指定による効果

避難場所の高さが明確化

※基準水位：

津波浸水想定を設定するための津波浸水シミュレーションで、想定される津波のせき上げ高を算出しておき、そのシミュレーションを用いて定める



地域防災計画の
拡充（警戒区域における警戒避難体制に関する事項を明記）

市町村による
津波ハザード
マップの作成

民間施設等の
避難施設
の指定等

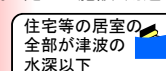
特別警戒区域指定による効果



- ・要配慮者利用施設の居室の床面の高さが基準水位以上に制限
- ・要配慮者利用施設の建築を予定した盛土等の開発行為の規制

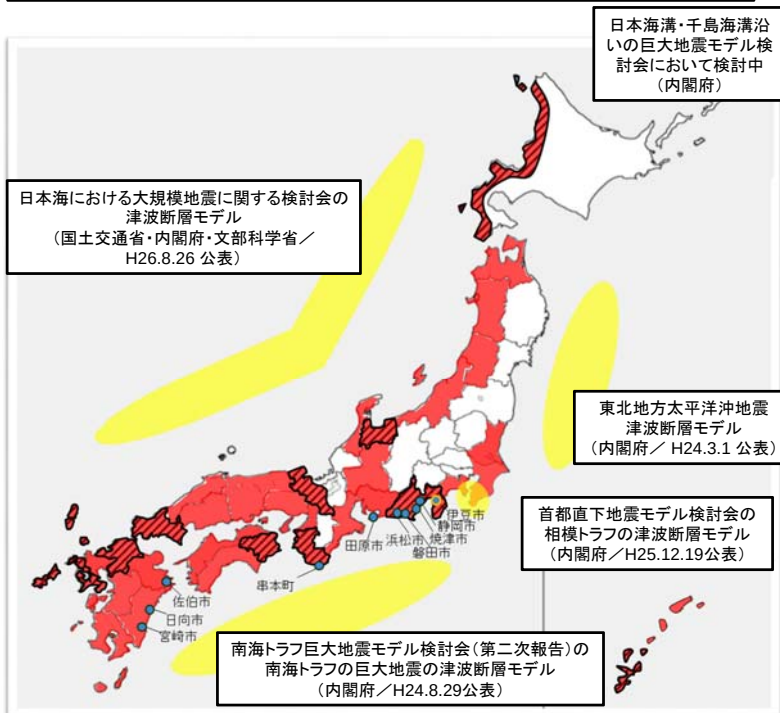
条例による区域設定による効果

条例で定めた施設・用途について、要配慮者利用施設と同様の制限・規制



5

- 凡 例**
- 津波浸水想定設定済み(35道府県)
 - 上記のうち、津波災害警戒区域指定済み(10道府県※1)
 - 津波災害特別警戒区域指定済み(1県※2)
 - 推進計画作成済み(10市町)



津波災害警戒区域(10道府県)

指定済みの県名	指定日
徳島県	平成26年3月
山口県(瀬戸内海沿岸)	平成27年3月
山口県(日本海沿岸)	平成28年2月
静岡県(東伊豆町、河津町)	平成28年3月
和歌山県(19市町)	平成28年4月
長崎県	平成29年3月
京都府	平成29年3月
静岡県(伊豆市)	平成30年3月
富山県	平成30年3月
沖縄県(39市町村)	平成30年3月
福岡県(17市町)	平成30年3月
北海道(23市町村)	平成30年5月
北海道(3市町村)	平成30年6月
福岡県(2市)	平成30年7月

津波災害特別警戒区域(1県)

指定済みの県名	指定日
静岡県(伊豆市)	平成30年3月

※1 静岡県、和歌山県、沖縄県、福岡県及び北海道は一部の市町村において指定
※2 静岡県伊豆市の1市にて指定。

6

津波災害警戒区域等を指定する意義

○警戒区域等は、危険のレッテルを貼るものではなく、津波に対して安全な地域を目指すことを示すものである。



津波による浸水のリスクは、「津波浸水想定区域」が公表された時点で、既に一般に周知されている



警戒区域等指定は、すでに示されている津波の浸水リスクに対処し、より安全な地域づくりを行うもの

津波災害警戒区域:「逃げる」ための警戒避難体制を整備
津波災害特別警戒区域:建築等の安全性を確保し津波を「避ける」

警戒区域等指定は、津波による浸水リスクを表明するものではなく、すでに表明された浸水リスク(=浸水想定)に対処し、より安全な地域としていくことを示すもの

7

○最大クラスの津波が発生した場合の危険度・安全度を住民等に「知らせ」、いざというときに津波から住民等が円滑かつ迅速に「逃げる」ことができるよう、警戒避難体制の整備を推進。

○区域指定による住民等の防災意識の向上、防災活動への参画

(54条)津波避難訓練の実施、(55条)津波ハザードマップ作成、(71条)避難促進施設関係者の訓練への参加、(宅建法施行規則)重要事項説明、etc

○安全な避難場所の確保

(15条)容積率の緩和、(56条)指定避難施設、(60条)協定避難施設、(70条)指定避難施設の訓練への協力、etc

○要配慮者利用施設等における避難確保

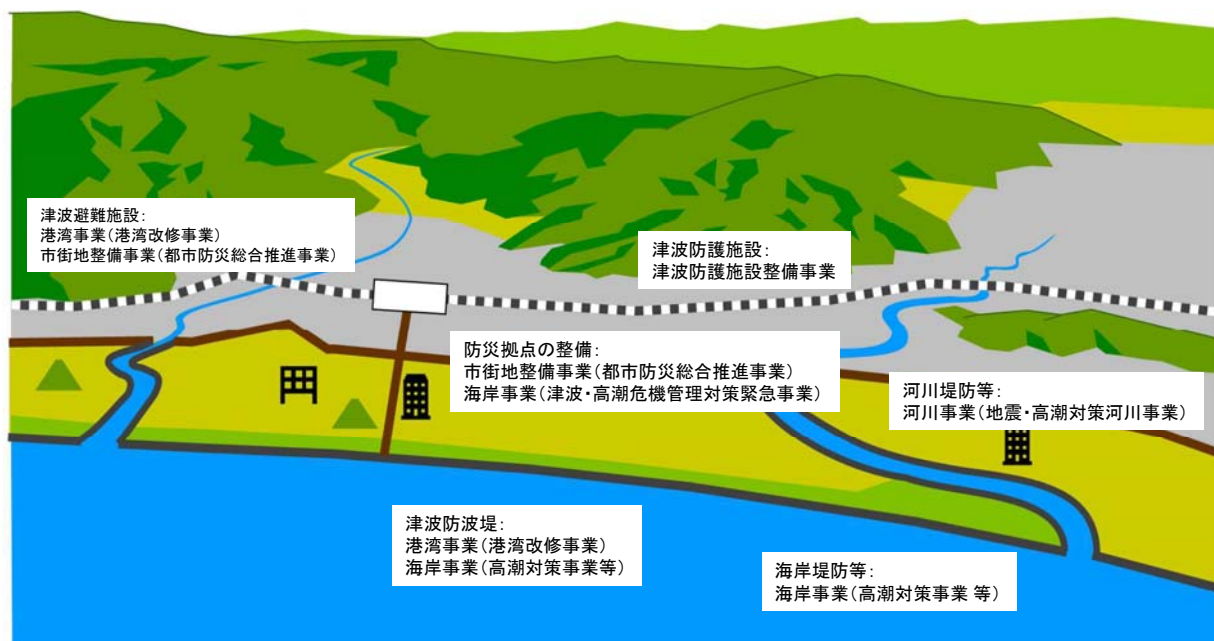
(54条)避難促進施設の指定、(71条)避難確保計画の作成・訓練への参加等

○津波に対して安全な地域づくりを進めていることを全国に発信

8

津波防災地域づくり支援チームの立ち上げ

津波防災地域づくりに関する施策を所掌する国土交通本省の関連部局がチームとなり、必要な対応策をワンストップで相談・提案できる体制を構築。地方整備局と連携しながら、津波防災地域づくりに意欲がある市町村に対して具体的な対応策の相談・提案等の支援を実施。



津波防災地域づくりに活用可能な防災・安全交付金の例

9

避難地・避難路等の公共施設整備や防災まちづくり拠点施設の整備、避難地・避難路周辺の建築物の不燃化、木造老朽建築物の除却及び住民の防災に対する意識の向上等を推進し、防災上危険な市街地における地区レベルの防災性の向上を図る取組を「都市防災総合推進事業」（防災・安全交付金の基幹事業）により支援

○ 都市防災総合推進事業の概要

事業主体：市町村、都道府県等

事業メニュー	主な交付対象施設等	交付率
①災害危険度判定調査	・各種災害に対する危険度判定調査	1/3
②住民等のまちづくり活動支援	・住民等に対する啓発活動 ・まちづくり協議会活動助成	1/3
③地区公共施設等整備	・地区公共施設（道路、公園等（防災ベンチ等を含む）） ・防災まちづくり拠点施設（津波避難タワー、防災備蓄倉庫等）	1/2 1/3※1 2/3※2
④都市防災不燃化促進	・耐火建築物等の建築への助成	1/2 1/3※1
⑤木造老朽建築物除却事業	・密集市街地における木造老朽建築物の除却への助成	1/3
⑥被災地における復興まちづくり総合支援事業	・復興まちづくり計画策定 ・地区公共施設 ・防災まちづくり拠点施設 ・高質空間形成施設 ・復興まちづくり支援施設	1/2 1/3※3

※1：地区公共施設等整備に関する用地費等については交付率1/3
 ※2：南海トラフ特措法に基づく津波避難対策緊急事業計画に位置づけられ、一定の要件を満たす避難場所、避難路の整備については交付率2/3
 ※3：高質空間形成施設、復興まちづくり支援施設については交付率1/3

○ 地区要件等

施行地区	<事業メニュー①～④> 以下のいずれかに該当し、都市防災に関する計画（地域防災計画など）を踏まえて、防災上特に対策が必要とされる地区 ・三大都市圏の既成市街地 ・大規模地震発生の可能性の高い地域※4 ・指定市 ・道府県庁所在の市 ・DID地区 <事業メニュー⑤> ・重点密集市街地 <事業メニュー⑥> ・激甚災害による被災地
交付対象	測量試験費、実施設計費、工事費等

※4：地震防災対策強化地域、南海トラフ地震防災対策推進地域、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域、又は地震予知観測強化地域、特定観測地域



津波避難タワー

避難場所となる公園

沿道建築物の不燃化 整備後

防災まちづくりにおける津波対策の事例

ソフト対策

津波防災マップの作成
（大阪府貝塚市）



自治推進協議会によるまちづくり活動（静岡県牧之原市）



避難施設（津波タワー等）の整備
（静岡県牧之原市）



ハード対策

高台に避難するための避難路・避難階段の整備
（静岡県牧之原市）



避難場所となる命山の整備
（静岡県牧之原市）



避難地の整備（静岡県牧之原市）



耐震性貯水槽の整備
（イメージ）



備蓄倉庫の整備
（大阪府松原市）



自家発電設備の整備
（山形県真室川町）



【目的】

住民の生命等を災害から保護するため、住民の居住に適当でないと認められる区域内にある住居の集団的移転を促進することを目的として、地方公共団体に対し事業費の一部補助を行い、防災のための集団移転の促進を図る。

【事業計画の策定等】

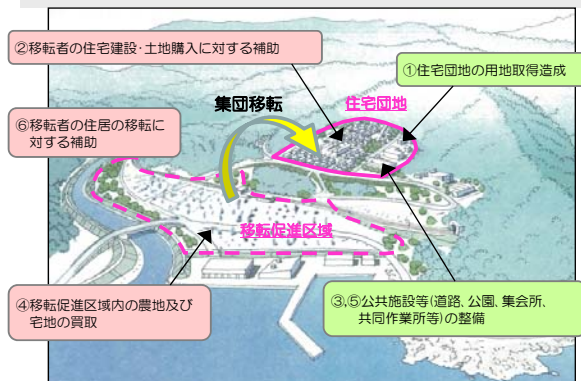
市町村は、移転促進区域の設定、住宅団地の整備、移転者に対する助成等について、国土交通大臣に協議し、集団移転促進事業計画を定める。

移転促進区域

住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため住居の集団移転を促進することが適当であると認められる区域
※事業区域を建築基準法第39条の災害危険区域として建築禁止である旨を条例で定める。

住宅団地の規模

10戸以上（移転しようとする住居の数が20戸を超える場合には、その半数以上の戸数）の規模であることが必要



国庫補助の対象となる経費

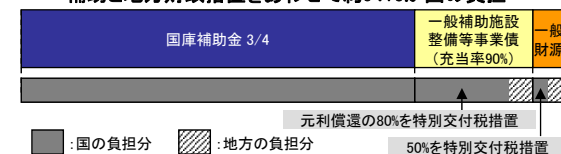
（下線部は南海トラフ特別措置法の適用を受ける場合に限る）

- ① 住宅団地（住居の移転に関連して移転が必要と認められる要配慮者施設を含む）の用地取得及び造成に要する費用
※分譲する場合は分譲価格（市場価格）を超える部分を補助対象化
- ② 移転者の住宅建設・土地購入に対する補助に要する経費
（借入金の利子相当額）
- ③ 住宅団地に係る道路、飲用水供給施設、集会施設等の公共施設の整備に要する費用
- ④ 移転促進区域内の農地及び宅地の買収に要する費用
（当該移転促進区域内のすべての住宅の用に供する土地を買い取る場合に限り）
- ⑤ 移転者の住居の移転に関連して必要と認められる作業所等の整備に要する費用
- ⑥ 移転者の住居の移転経費（引っ越し費用等）に対する補助に要する経費

地方財政措置

- 1) 地方負担分については一般補助施設整備等事業債の対象（充当率90%）。その元利償還金の80%を特別交付税措置。
- 2) 一般財源分についても50%を特別交付税措置。

補助と地方財政措置をあわせて約94%が国の負担



12

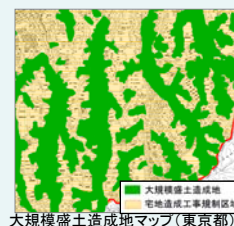
宅地耐震化推進事業の概要

大地震時等における滑動崩落や液状化による宅地の被害を軽減するため、変動予測調査を行い住民への情報提供等を図るとともに、対策工事等に要する費用について補助する。

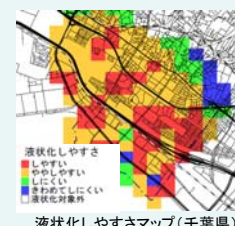
○ 大規模盛土造成地の変動予測調査等

大地震等が発生した場合に、大きな被害が生ずるおそれのある大規模盛土造成地の変動予測調査等（大規模盛土造成地マップや宅地液状化マップ作成、および宅地擁壁等の危険度調査、応急対策工事等）に要する費用の一部を補助。

- 事業主体** 地方公共団体
交付率 1/3
交付対象 ・大規模盛土造成地及び宅地の液状化による変動予測調査
・宅地擁壁等の危険度調査
・宅地擁壁等の応急対策工事



大規模盛土造成地マップ（東京都）



液状化しやすさマップ（千葉県）

○ 大規模盛土造成地滑動崩落防止事業

大地震等に、一定の要件を満たす大規模盛土造成地が滑動崩落することを防止するために行われる事業に要する費用の一部を補助。



- 事業要件** 大規模盛土造成地の滑動崩落防止工法のイメージ
① 宅地法第16条第2項の勧告又は第20条第1項の指定を受けた区域であること
② 下記のいずれかに該当すること
・盛土面積3,000㎡以上かつ住戸10戸以上
・勾配20度以上かつ盛土高さ5m以上かつ住戸5戸以上
・盛土高さ2m以上かつ住戸2戸以上（震度7の地震による激甚災害指定、擁壁被害1万件以上等が要件）
③ 滑動崩落により、道路（高速自動車国道、一般国道、都道府県道）、河川、鉄道、避難地又は避難路等に被害が発生するおそれのあるもの

- 事業主体** 地方公共団体、宅地所有者（間接補助）等
交付率 1/4、1/3、1/2（熊本地震により宅地被害が集中した熊本県の市町村に限る）
交付対象 大規模盛土造成地の滑動崩落防止工事に要する設計費及び工事費

○ 宅地液状化防止事業

宅地と一体的に行われる道路等の公共施設の液状化対策事業に要する費用の一部を補助。



- 事業要件**
① 当該宅地の液状化により、公共施設（道路、公園、下水道、河川、水路その他公共の用に供する施設をいう。）に被害が発生するおそれのあるもの
② 変動予測調査等により、液状化による顕著な被害の可能性が高いと判定された3,000㎡以上の一団の土地の区域でありかつ、区域内の住戸が10戸以上であるもの
③ 宅地液状化防止事業計画の区域内の宅地について所有権を有する全ての者及び借地権を有する全ての者のそれぞれ3分の2以上の同意が得られているもの
④ 公共施設と宅地との一体的な液状化対策が行われていると認められるもの

- 事業主体** 地方公共団体
交付率 1/4、1/2（熊本地震により宅地被害が集中した熊本県の市町村に限る）
交付対象 宅地と一体的に行われる公共施設の液状化防止工事に要する設計費及び工事費

13

概要：平成30年北海道胆振東部地震を踏まえ、全国の地方公共団体を対象に、宅地の滑動崩落及び液状化のソフト対策に関する点検を行い、

- ・大規模盛土造成地の危険性の把握が不十分な約1,100市区町村
- ・液状化の危険性の把握が不十分な約1,700市区町村

について、3カ年の緊急対策期間内に、宅地の安全性を「見える化」するための基礎マップの作成や安全性調査等の緊急対策を実施する。

府省庁名：国土交通省

盛土造成地マップの作成・公表等

箇所：約1,100市区町村
盛土造成地マップの作成・公表や盛土造成地ごとの調査を行っている地方公共団体

期間：① 2019年度まで ② 2020年度まで

実施主体：国、都道府県、政令指定都市、市区町村

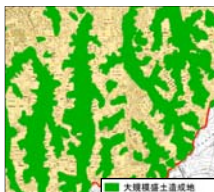
内容：① 全国の盛土造成地マップの作成・公表

【国が実施】

② 盛土造成地ごとの造成年代調査等によるマップの高度化

【地方公共団体が実施】

⇒ 宅地の滑動崩落に対する安全性の「見える化」・事前対策の促進



大規模盛土造成地マップ

達成目標：

- ① 全国の盛土造成地マップの作成・公表率100%を達成
(現状：66%)
- ② 盛土造成地の造成年代調査の実施率100%を達成
(現状：37%)

液状化ハザードマップの作成・公表等

箇所：約1,700市区町村
液状化ハザードマップの作成・公表や液状化ハザードマップの高度化を行っている地方公共団体

期間：2020年度まで

実施主体：国、都道府県、政令指定都市、市区町村等

内容：① 全国の液状化ハザードマップの作成・公表

【国が実施】

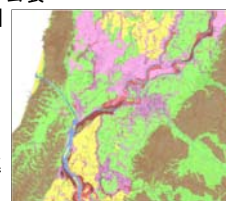
② 液状化ハザードマップの高度化

【地方公共団体が実施】

③ インフラ等の液状化被害推定手法の高精度化等

【国が実施】

⇒ 宅地の液状化に対する安全性の「見える化」・事前対策の促進



液状化ハザードマップ

達成目標：

- ・全国の液状化ハザードマップの作成・公表率100%を達成
(現状：21%)
- ・高精度なインフラ等の液状化被害推定手法等を開発し、高精度な液状化ハザードマップの作成マニュアルを概成

14

復興事前準備の必要性

防災対策

被害を出さないようにハード整備を主に対策を行う

- ・防潮堤の整備
- ・建物の耐震化
- ・建物の不燃化 等

被害を完全に防ぐことは不可能

減災対策

予め被害の発生を想定した上で、被害を最小限に抑えるため、ハード・ソフトによる総合的な対策を行う。

- ・避難地、避難路の整備
- ・ハザードマップの活用
- ・避難訓練の実施 等



復興事前準備

防災・減災対策を行っても大規模な自然災害は発生する。

その際、迅速な復旧・復興を進めるための事前準備が重要。

- ・復興の手順や進め方を事前に決めておく
- ・復興における将来目標像を事前に検討・共有

15

地方公共団体が地震や津波で被災した後の復興まちづくりのため平時から備えておくべき取組を解説した「復興まちづくりのための事前準備ガイドライン」を平成30年7月に公表しました。

復興事前準備の取組内容と進め方

体制

復興体制の事前検討

復興を進めるにあたり、どのような体制で、どの部署が主体となって進めていくかを明確に決めておく。

手順

復興手順の事前検討

どのような時期に、どのような対応が生じるのかを把握、整理し、どのような手順で実施していくのかを決めておく。

訓練

復興訓練の実施

職員が市街地復興への理解と知見を得るための、復興訓練を実施する。

基礎データ

基礎データの事前整理、分析

どのような基礎データがあるのかを確認し、まちの課題を分析する。不足データの追加・充実、継続的な更新等、基礎データを整備しておく。

目標

復興における目標等の事前検討

市町村での被害想定とまちの課題をもとに、被災後の復興まちづくりの目標と実施方針を検討しておく。

ステージ	復興事前準備の取組
ステージ1: 復興事前準備の必要性に気づき、自らのまちの取り組み状況を確認する	Step1: 復興事前準備の取組内容を学びその必要性に気づく
	Step2: 自らのまちの復興事前準備の取組状況を確認する 基
ステージ2: 復興事前準備に取り組む	Step3: 基礎データと被害想定を重ね、まちの課題を集約し共有する 基
	Step4: 復興事前準備の必要性を問いかけ、復興まちづくりの課題を認識する 基 訓
	Step5: 復興体制と復興手順を検討する 体 手
	Step6: 計画に復興事前準備の取組を位置づける 体 手 訓 目
ステージ3: 事前復興計画づくりに取り組む	Step7: 事前復興計画を策定する 体 手 基 訓 目
	Step8: 基礎データを整理する 基
フォローアップ: 復興事前準備をフォローアップする	Step1: 復興まちづくりに関する実務能力の習熟に向けた訓練を実施する 訓
	Step2: 住民を含めて復興まちづくり訓練に取り組む 訓
	Step3: 復興事前準備の取組や進捗状況を検証する